

内閣府
○財務省令第 号
経済産業省

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 世耕 弘成

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）

内閣府
経済産業省

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第六十九条 「略」 2～5 「略」 6 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれ</p>
<p>改正前</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第六十九条 「略」 2～5 「略」 6 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれ</p>

<p>かに該当する株式会社とする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>五〇十一 「略」</p> <p>七〇十一 「略」</p>	<p>かに該当する株式会社とする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>五〇十一 「略」</p> <p>七〇十一 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の

施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。